

令和8年度

第7回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和8年9月8日

湯沢市農業委員会

第7回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和8年9月8日（火）午前9時30分

場所 湯沢市役所本庁舎 会議室25.26

開会 午前 9 時35分

閉会 午前10時13分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1 番	宮原 正明	11番	水戸 義昭
2 番	杳澤 弥	12番	佐々木 昇
3 番	麻生 良子	13番	加藤 艶子
4 番	後藤 長務	14番	佐藤 昇
5 番	大沼 功太郎	15番	加藤 エリ子
7 番	佐藤 栄子	16番	川崎 秀悦
8 番	由利 幸悦	17番	高橋 一寿
9 番	高橋 則男	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
10番	福島 富子	19番	高橋 伸太郎（会長）

2) 欠席した委員

6 番 高橋 郁夫

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午前9時35分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 新山 栄泰
班 長 高橋 和彦
主 事 西舘 一輝

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 申請取下げ

3 議 案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 湯沢市農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	議 事 開会宣言 午前9時35分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、6番 高橋 郁夫 委員であります。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、5番 大沼 功太郎 委員、7番 佐藤 栄子 委員の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案3件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。 (新山事務局長、挙手)
議 長	新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。

議長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。 1 賃貸借契約合意解約通知は3件で、面積は4,292㎡であります。解約事由は、借人の都合が2件、所有権移転が1件であります。 次に、2 申請取下げ申請は1件で、申請区分は農地法第3条(所有権移転)許可の取下げ、面積は1,944㎡であります。取下げ理由は、譲受人の都合によるためであります。報告は以上です。
議長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和8年9月8日提出。説明は以上です。
議長	議事参与の制限案件はありませんので、引き続き事務局より説明をお願いします。
議長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	議案書4ページをご覧ください。 3条使用貸借権設定は1件で、面積は10,523㎡であります。申請事由は、農業者年金の経営移譲年金に伴う使用収益権の再設定であります。 次に、議案書5ページをご覧ください。 3条賃貸借権設定は3件で、面積は7,556㎡であります。申請事由は、申請番号 第42号、第44号は経営縮小、第43号は農業廃止であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。

		次に、議案書 6 ページから 7 ページをご覧ください。
		3 条所有権移転は 7 件で、面積は 3,733.81㎡であります。申請事由は、申請番号 第 29 号は農業廃止、第 30 号から第 35 号は経営縮小であります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
		(17 番 川崎 秀悦 委員、挙手)
議	長	17 番 川崎 秀悦 委員。
17	番	議案書 6 ページ申請番号 第 29 号について、農地の所在と状況はどうなっているか。
		(新山事務局長、挙手)
議	長	新山事務局長。
新山事務局長		農地の所在は、湯沢西小学校付近で北側に位置しております。 農地の状況は、耕作されていない状況であります。
議	長	他に何か質問はございませんか。
		(質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。
		次に、議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
		(高橋班長、挙手)
議	長	高橋班長。
高橋班長		議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和 8 年 9 月 8 日提出。説明は以上です。

議 長	議事参与の制限案件はありませんので、引き続き事務局より説明をお願いします。
議 長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	議案書9ページをご覧ください。 農地売買等事業について、整理番号第24号は、農地売買等事業が1件で、面積は20,615㎡であります。申請事由は、農地売買等支援事業による認定農業者等への公社売渡しであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。県の公告は令和8年10月30日となっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第29号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
議 長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和8年9月8日提出。 5条使用貸借権設定 申請番号第3号について説明いたします。 議案書11ページ、議案付属資料12ページから18ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■㎡であります。

申請内容は、現在の住宅が老朽化し、かつ手狭であること、さらに妻の美容院開業を予定していることから、隣接地である父親名義の申請地を使用貸借により借り受け、新たに住宅兼美容院を建築するための転用であります。

申請地は、■■■■■から南南東へ約0.9km、■■■■■から南南西へ約1.2kmに位置し、東側は宅地、西側・南側・北側は水路に隣接しており、農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地区域内にあることから第1種農地と判断します。

事業計画は、造成・盛土は行わず、住宅兼美容院■■■㎡、カーポート■■■㎡、通路・駐車場・雪捨場■■■㎡を整備するものです。

事業費は、造成・整地経費■■■■■円、建物建設経費■■■■■円、設計費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円であります。

資金計画は、全てJAからの借入資金で賄う予定であり、融資証明書により確認しております。

被害防除計画については、東側の建物高さを調整し、日照・通風・通作等に影響が生じないように配慮し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を経由して水路に接続し、雨水は自然流下する計画であります。

許可判断として、住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当するものと考えます。

なお、農地区分が第1種農地であるため、秋田県常設審議会への諮問が必要となります。

次に5条賃貸借権設定 申請番号第5号について説明いたします。

議案書12ページ、議案付属資料19ページから27ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■㎡であります。

申請内容は、骨材となる陸砂利を採取するため、申請地を借り受けて一時転用するものであります。

申請地は、■■■■■から東北東へ約0.6km、■■■■■から北東へ約1.1kmに位置し、東側および西側は農地、南側は道路、北側は水路に隣接しており、農地区分は、農用地区域内農地と判断します。

事業計画は、深さ■■■、面積■■■㎡を掘削し、陸砂利■■■㎡を採取するものです。

事業費は、用地取得・借上経費■■■■■円、造成・整地費■■■■■円、施設・建物建設経費■■■■■円、測量・登記費用■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円であります。

資金計画は、全額自己資金で賄う予定であり、残高証明書により確認し

ております。

被害防除計画については、高さ1.6mの防護柵を設置し事故防止に努めるほか、粉じん抑制のため適宜散水を行い、生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下する計画であります。

復元工事については、事業期間内に実施し、復元費用も自己資金で対応する計画であります。また、建設課に採取計画認可申請を行っており、認可される見込みであります。なお、申請地を一体として利用する農地以外の土地については、建設課および湯沢雄勝土地改良区から承認済みであり、耕作者および隣接者からも同意を得ております。すでに許可している

【R8.1.27付指令湯農委-507603】についても、事業開始後3ヶ月時点で報告書が提出されており、特段の問題なく事業が進んでおります。

許可判断として、一時転用であり、申請用途および期間に問題はなく、当該農地を供する必要性が認められることから、農地法施行令第11条第1項第1号の不許可の例外に該当するものと考えます。

なお、転用面積が3,000㎡を超えるため、秋田県常設審議会への諮問が必要となります。

次に5条所有権移転 申請番号第4号について説明いたします。

議案書13ページ、議案付属資料28ページから34ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■■■㎡であります。

申請内容は、障がい者を雇用し、3条所有権移転により取得予定の隣接農地を活用してイチゴとベビーリーフを栽培し、現地で直売するため、申請地に新たに農産物直売所等（農福連携施設）を整備するための転用であります。

申請地は、■■■■■から東北東へ約0.5km、■■■■■から南西へ約0.2kmに位置し、東側および北側は農地、西側は水路、南側は道路に隣接しており、農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地区域内にあることから第1種農地と判断します。

事業計画は、盛土■■■cm、土量■■■㎡（表土入れ替えのため盛土規制法適用外）、直売所■■■㎡、駐車場■■■㎡、浄化槽設置■■■㎡、通路■■■㎡、雪堆積場■■■㎡、屋外広場■■■㎡を整備するものです。

事業費は、用地取得・借上経費■■■■■円、造成・整地経費■■■■■円、施設・建物建設費■■■■■円、設計費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円であります。

資金計画は、農山漁村振興交付金（農福連携型）■■■■■円と秋田銀行（スーパーL資金）■■■■■円で賄う予定であり、事業割当内示書と資金借入書により確認しております。

被害防除計画については、北側に緩衝帯を設け、土砂流出や日照・通風・通作等に影響が生じないように配慮し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を

		經由して水路に接続し、雨水は自然流下する計画であります。 許可判断として、令和8年7月16日付で湯沢市農業振興地域整備計画の用途を農業用施設用地に変更されており、施行令第4条第1項第2号イに掲げる施設の用に供するために行われる農業用施設、農畜産物処理加工施設および農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設に該当するものと考えます。 なお、転用目的が農業用施設であるため、秋田県常設審議会への諮問は不要となります。説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、2番 沓澤 弥 委員から報告願います。
議	長	(2番 沓澤 弥 委員、挙手) 2番 沓澤 弥 委員。
2	番	議案第30号の現地確認について報告いたします。 8月25日、1番 宮原 正明 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第30号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」、5条使用貸借権および5条賃貸借権は、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問すること並びに許可の可否判断を会長に一任すること、5条所有権移転については、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問を要しないことため、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」、5条使用貸借権および5条賃貸借権は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否を判断すること、5条所有権移転については、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問を要しないため、許

	可することを決定いたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
--	--

これ을もちまして、本日の議案は全て終了いたしました。

(午前10時13分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和8年9月8日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 5番 大沼功太郎 

署名委員 7番 佐藤栄子 